中丹の教育



京都府中丹教育局第184号令和4年8月31日

令和4年度第1回中丹はぐくみたいカ育成会議 令和4年7月15日(金) 開催

 \mathcal{O}

命

守

「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25日 文部科学省)を受け、全ての児童生徒が安全に関する資質・能力を身に付け、自ら適切に判断し主体的に行動できるよう、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施するための管理職としての役割について考えることを目的に、副校長・教頭対象に開催しました。



宮下 繁 局長挨拶

幼・小・中・高の学びの連携強化

○ 教育の大きな目標である「子どもたちが社会に出て、たくましく生き抜き、時代を担い、社会に貢献できるようにする」ために、子どもたちの将来を見据えて「何ができるようになるか」を意識し、小学校・中学校において、それぞれの発達段階で必要な教育を行っていくことが重要である。熱心に取り組んでいただいている「目の前の課題への確実な対応」に加えて、「将来を見据えた指導」をより一層強く意識し、校種間連携を深めていただきたい。

将来を見据えた指導

「信用」と「信頼」の違い

○「信用」はその人の過去の行動に対するもので、「信頼」はその人の未来のことをどれくらい信じることが出来るかを考えるということである。学校に置き換えると、日頃の教育活動の実績、児童生徒や保護者への適切な対応等の積み重ねにより、「この学校は信用できる」と感じるものであり、そういう信用をもとに、「この学校にこれからのことを任せたい」という信頼を得ることになる。 迅速に、組織的に、誠実に

副校長・教頭チェックシート

- □「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を見直 すサイクルを校内で構築している。
- □ 地域と連携・協働し、子供の視点を加えた安全 対策が実施できている。
- □ 地域の実態から災害リスクを想定するなど、実践 的な防災教育や訓練を実施できている。
- □ 学校安全を「見える化」している。
- □ 教職員の学校安全に対する意識の向上を図っている。



第3次 学校安全の推進に 関する計画 (令和4年3月25日 文部科学省)



- 防災訓練や避難訓練は行っているものの実効性のあるものになっているか、危機管理マニュアルは作成されてはいるものの毎年アップデートされているかなど、講演を聞きながら自校の安全への意識が不十分だと感じずに はいられなかった。
- **地域の災害特性**を分かった上での対応マニュアルの作成が 大切である。
- 東日本大震災を経験された身崎先生の御講演は、とてもリアルで切迫感があった。震災から10年の時が経った今でも、県や市として教訓として引き継いでおられることが分かった。
- 子どもの命をあらゆる危機から守るという最も当たり前のことが、自分の意識の中にどれだけあったかを振り返った。まさか、 命がなくなることはないだろうとどこかで思う部分があったのではと、自分自身の危機管理意識の低さを痛感した。まず、自分が自校の子どもの命を預かる教頭として、危機管理マニュアル等を見直したい。

参加者の学び



講演「学校の危機管理」

~東日本大震災から考える~ 宮城県塩竃市教育委員会 塩竃市青少年相談センター 所長 身崎 裕司 様

●児童生徒の生命をあらゆる危機から守る

「〇〇していたらよかった、〇〇していればよかった」これが事前にできていれば、究極の危機管理になる。

- ◎風通しのよい組織
- ◎コンプライアンスの徹底した組織
- ◎危機意識を有するリーダーの存在

●「多数派同調バイアス」と「正常性バイアス」

人間は、過去に経験したことのないような出来事が起こった時に、多数の人の行動に左右されてしまう。迷った時は、周囲の人の動きと同じ行動をとることが安全という呪縛に心が支配されてしまう。

心の機能には、些細なことで自分に直接関係ないことは正常の範囲と自動認識する仕組みがある。 これらの心理的要素を踏まえて、研修や訓練を行う必要がある。

●大川小津波訴訟判決から学ぶこと

学校が安全確保義務を遺漏なく遂行するため に必要とされる知識及び経験は、地域住民が有し ている平均的なものよりも、はるかに高いレベルの ものでなければならない。校長らはそれらを収集 蓄積できる立場にあった。

教師は、児童生徒の安全を確保するために、学校設置者から提供される情報について、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される場合もあるのであって、ハザードマップ(地域防災計画)は、児童生徒の安全に直接関わるものであるから、独自の立場から信頼性について検討することが要請される。

●後世に伝えたい「8つの教訓」

- I 防災に対する日頃の教職員の共通理解・共 通実践
- 2 これまでの避難訓練の見直し
- 3 二次災害に対応した、避難場所(二次・三次)の設定・避難経路の確認
- 4 状況に応じた安否確認マニュアルの設定
- 5 保護者と引き渡しルールを事前に確認
- 6 市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所経営
- 7 登下校中及び在宅時の避難対応の指導
- 8 学校を中心とした専門家による心のケア